

(従業者の員数)

第一百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）とて置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保するために必要な数以上とする。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

る法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（第二号に該当するものを除く。以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとする。

- イ 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- ロ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

(1) 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二

の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟(1)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

ハ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

ニ 栄養士 病床数が百以上の病院であるものにあつては一以上  
ホ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

ヘ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

2 第一項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項第四号イの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を担当する医師としなければならない。

4 第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、常勤でなければならぬ。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第三節 設備に関する基準

#### (設備に関する基準)

第一百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施

設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型介護老人保健施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有することとし、当該指定介護予防短期入所

療養介護事業所の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室は、次の基準を満たさなければならないこととする。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、当該老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数に十八平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を有すること。

ニ 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）としなければならない。

ホ 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

ヘ デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の面積を有しなければならない。

ト 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

チ 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

- 2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (対象者)

第一百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

##### (利用料等の受領)

第一百九十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第六十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（法第六十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- 六 理美容代
- 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担せることが適當と認められるもの

- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意に

ついては、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第一百九十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行つてはならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第一百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第一百九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、灾害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

## (記録の整備)

第一百九十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、從業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

### 一 介護予防短期入所療養介護計画

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

### (準用)

第一百九十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条、第六十八条、第一百二条、第一百四条、第一百二十一条、第一百三十三条、第一百三十四条第二項及び第一百四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第一百一条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期に入所療養介護従業者」と、第一百三十二条中「第一百三十八条に規定する運営規定」とあるのは「第一百九十二条に規定する重要な事項に関する規定」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

### 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### (指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第一百九十六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価

を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針)

第百九十七条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第百八十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサー

ビス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されてい

る場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

#### (診療の方針)

第一百九十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるように適切な指導を行う。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。

- 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

#### (機能訓練)

第一百九十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならぬ。

ない。

#### (看護及び医学的管理の下における介護)

第二百条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排

せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二百一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二百二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予

防のための効果的な支援に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百三条 第一節、第三節から第五節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少數の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援に関する基準については、この節に定める

ところによる。

(基本方針)

第二百四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する

介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

五 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（

療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

- 2 前項第三号から第五号に該当するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定居宅サービス等基準第二百五十五条の二第一項ユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第三款 運営に関する基準

#### （利用料等の受領）

第二百六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介

護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第六十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（法第六十一条の二

第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

#### 六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （運営規程）

第二百七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な項目に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

#### 四 通常の送迎の実施地域

#### 五 施設利用に当たつての留意事項

##### 六 非常災害対策

##### 七 その他運営に関する重要事項

###### (勤務体制の確保等)

第二百八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
  - 一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
  - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 3 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置するものとする。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によつてユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

###### (定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第二百十条 第百八十九条、第百九十二条、第百九十四条、第百九十五条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第一百五十五条（第二百二条の準用に係る部分は除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百九十四条第二項第二号中「次条」とあるのは「第二百五十五条の十二において準用する第二百五十五条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百五十五条の十二において準用する第二百五十五条」と、第二百五十五条中「第二百三十七条」とあるのは「第二百三十七条に規定する運営規程」と、「第二百五十三条」とあるのは「第二百五十五条の十に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。・・・身体拘束準用。

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たつての留意事項)

第二百十一条 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

#### (食事)

第二百十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を

提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

第二百四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜し好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### (準用)

第二百十五条 第百九十六条から第百九十九条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

## 第七節 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

### (この節の趣旨)

第二百十六条 第一節、第三節から第五節の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援に関する基準については、この節に定めるところによる。

### （基本方針）

第二百十七条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この章において「ユニット部分」という。）にあつては第二百四条に、それ以外の部分にあつては第百八十六条に定めるところによる。

### 第二款 設備に関する基準

#### （設備に関する基準）

第二百十八条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第二百五条に、それ以外の部分にあつては第二百八十八条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

2 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第二百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第二百五十五条の十五第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつては

、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第三款 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

第二百十九条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第二百六条に、それ以外の部分にあつては第百九十条に定めるところによる。

#### (運営規程)

第二百二十条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

##### 一 事業の目的及び運営の方針

##### 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

#### 費用の額

##### 五 通常の送迎の実施地域

##### 六 施設利用に当たつての留意事項

##### 七 非常災害対策

##### 八 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保)

第二百二十二条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保は、ユニット部分にあつては、第二百八条に、それ以外の部分にあつては第百九十五条で準用する第一百一条に定めるところによる。

#### (定員の遵守)

第二百二十三条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第二百九条に、それ以外の部分にあつては第百九十三条に定めるところによる。

#### (準用)

第二百二十三条 第百八十九条、第一百九十二条、第一百九十四条及び第一百九十五条の規定は、一部ユニット型

指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百九十四条第二項第二号中「次条」とあるのは「第二百二十三条において準用する第百九十四条」と、同項第三号中「第一百九十二条第二項」とあるのは「第一百四十六条第五項及び第一百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百五十五条の二十三において準用する第百五十五条」と、第一百五十五条中「第一百三十七条」とあるのは「第一百三十七条に規定する運営規程」と、「第一百五十三条」とあるのは「第一百五十五条の二十一に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

#### 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針)

第二百二十四条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱方針は、第一百九十七条に定めるところによる。

##### (一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第二百二十五条 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第一百十一条に定めるところによる。

##### (看護及び医学的管理の下における介護)

第二百二十六条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第二百十二条に、それ以外の部分にあつては第二百条に定めるところによる。

##### (食事)

第二百二十七条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第二百十三条に、それ以外の部分にあつては第二百一条に定めるところによる。

##### (その他のサービスの提供)

第二百二十八条 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第二百十四条に、それ以外の部分にあつては第二百二条に定めるところによる。

##### (準用)

第二百二十九条 第百九十六条、第一百九十八条及び第一百九十九条の規定については、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。